

平成30年5月 井手町

# 5月臨時会会議録

井手町議会

# 平成30年5月井手町議会臨時会会議録目次

## 第 1 号（5月2日）

応招・不応招議員	1
出席・欠席議員	1
出席事務局職員	1
出席説明員	1
議事日程	3
開会	5
仮議席の指定	9
議長の選挙	9
議席の指定	12
会議録署名議員の指名	12
会期の決定	12
副議長の選挙	13
常任委員会委員の選任について	15
議会運営委員会委員の選任について	15
議会広報編集委員会委員の選任について	16
発議第3号 交通対策特別委員会設置に関する決議	16
発議第4号 議会活性化特別委員会設置に関する決議	17
城南衛生管理組合議会議員の選挙	19
京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	19
京都地方税機構議会議員の選挙	20
議案第33号 井手町監査委員選任につき同意を求める件	22
報告第2号 専決処分の報告について	22
報告第3号 専決処分の報告について	26
報告第4号 専決処分の報告について	26
報告第5号 専決処分の報告について	29
報告第6号 専決処分の報告について	30
報告第7号 専決処分の報告について	34
報告第8号 専決処分の報告について	35
報告第9号 専決処分の報告について	38

閉会中の継続調査の申し出について……………	39
閉会……………	39
署名議員……………	40

第 1 号（平成 3 0 年 5 月 2 日）

会 議 録

臨 時 会

（開会）

平成30年5月井手町議会（臨時会）会議録（第1号）

招集年月日

平成30年5月2日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 平成30年5月2日 午前9時57分 臨時議長 木村武壽

閉会 平成30年5月2日 午後2時57分 議長 岡田久雄

応招議員

1番	脇本	尚憲	2番	谷田	利一
3番	西島	寛道	4番	岡田	久雄
5番	古川	昭義	6番	村田	忠文
7番	丸山	久志	8番	中坊	陽
9番	谷田	みさお	10番	木村	武壽

不応招議員

なし

出席議員

1番	脇本	尚憲	2番	谷田	利一
3番	西島	寛道	4番	岡田	久雄
5番	古川	昭義	6番	村田	忠文
7番	丸山	久志	8番	中坊	陽
9番	谷田	みさお	10番	木村	武壽

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

3番	西島	寛道	8番	中坊	陽
----	----	----	----	----	---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	野崎	裕美	議会書記	坂井	幸一郎
議会書記	梶田	篤志	議会書記	仁木	崇

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	汐見	明男	副町長	中谷	浩三
----	----	----	-----	----	----

教 育 長	松田 定	理事兼総務課長事務取扱	脇本 和弘
理事兼地域創生推進室長事務取扱	眞木 伸浩	理事兼建設課長事務取扱	西田 哲弥
理事兼上下水道課長事務取扱	中島 一也	学校教育課長・ 自然休養村管理センター館長兼務	高江 裕之
企 画 財 政 課 長	花木 秀章	税 務 課 長	乾 浩朗
会計管理者・会計課長兼務	光田 恵理	住 民 福 祉 課 長	中坊 玲子
保 健 医 療 課 長	中谷 誠	高 齢 福 祉 課 長	寺井 佳孝
保健センター所長・ 地域包括支援センター所長兼務	小笠原温美	産 業 環 境 課 長	菱本 嘉昭
上 下 水 道 課 参 事	森田 肇	同和・人権政策課長	西島 豊広
いづみ人権交流センター所長・ いづみ児童館長兼務	木田 ゆかり	社会教育課長・ 山吹ふれあいセンター所長・図書館長兼務	平間 克則
学校給食センター所長	奥山 英高		

#### 議事日程

別紙のとおり

#### 会議に付した事件

別紙のとおり

#### 会議の経過

別紙のとおり

# 平成30年5月井手町議会臨時会

## 議 事 日 程〔第1号〕

平成30年5月2日（水）午前10時開議

- 第1 仮議席の指定
- 第2 議長の選挙

## 追加議事日程〔第1号の追加1〕

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 副議長の選挙
- 第5 常任委員会委員の選任について
- 第6 議会運営委員会委員の選任について
- 第7 議会広報編集委員会委員の選任について
- 第8 発議第3号 交通対策特別委員会設置に関する決議
- 第9 発議第4号 議会活性化特別委員会設置に関する決議
- 第10 城南衛生管理組合議会議員の選挙
- 第11 京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 第12 京都地方税機構議会議員の選挙
- 第13 議案第33号 井手町監査委員選任につき同意を求める件
- 第14 報告第2号 専決処分の報告について
- 第15 報告第3号 専決処分の報告について
- 第16 報告第4号 専決処分の報告について
- 第17 報告第5号 専決処分の報告について
- 第18 報告第6号 専決処分の報告について
- 第19 報告第7号 専決処分の報告について
- 第20 報告第8号 専決処分の報告について
- 第21 報告第9号 専決処分の報告について

## 追加議事日程〔第1号の追加2〕

第22 閉会中の継続調査の申し出について

## 議事の経過

議会事務局長（野崎裕美） 皆様、おはようございます。

議会事務局長の野崎裕美でございます。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会であります。議長等役員の構成がまだでございますので、本日の臨時会が開催されるまでの間、私の方で進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、町長からご挨拶をお受けいたしたいと思います。汐見町長、よろしくお願いいたします。

町長（汐見明男） おはようございます。本日、ここに新しく選出された議員各位をお迎えし、謹んでご挨拶を申し上げる機会を得ましたことは、私の最も光栄とするところであります。

議員各位には、去る4月8日に執行されました町議会議員選挙に当たり、激戦の中、住民の期待と信託を担い、めでたくご当選の榮譽を受けられ、本日ここに初議会を開会する運びになりましたことは、町政推進に当たり、まことにご同慶にたえない次第であります。

さて、我が国の地方自治制度が確立して71年が経過しました。この間、地方分権の推進や住民福祉向上のための諸制度が整備、充実されるとともに、町議会先輩各位のたゆまぬご努力により町政の堅実なる発展を見ておりますが、今日の地方自治体を取り巻く環境は、急速に進行する人口減少や少子・高齢化問題、地域防災対策、また社会保障関係費や借入金の増加による国、地方を通じた危機的な財政状況など、非常に厳しく、しかも難しいものがあります。さらに、情報化、国際化などによって住民要望も多種多様化し、行政の果たすべき役割は以前にも増して大きくなってきております。

幸い、経験豊かな議員各位をお迎えできましたことは、各般の事業遂行上、非常に力強さを覚え、まことに頼もしく感激にたえません。私といたしましても、本町発展のため今後とも渾身の努力を重ねる所存でありますので、議員各位には、町政進展のため格別のご指導、ご協力を賜りますよう切にお願い申し上げます。

なお、本町における平成30年度の行財政各般につきましては、去る3月の定例町議会におきまして私からご説明申し上げ、ご議決をいただいておりますので、引き続きご当選の各位には既に具体的内容についてご

承知いただいておりますので、説明を省略させていただきます。

また、新しくご当選されました方には、本日、当初予算書等関係資料をお渡しいたしておりますので、十分ご熟読いただきましてご理解を賜りたいと存じます。

後になりましたが、議員各位におかれましては、ますますご健勝でご活躍されますよう心からお祈りいたしますとともに、本臨時会に提案いたしております同意案件1件、専決処分の報告8件、計9件の案件の内容につきましては、後ほど各担当より説明いたさせますので、何とぞ慎重ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

議会事務局長（野崎裕美）　　続きまして、行政側から出席いただいております理事者並びに職員の紹介を中谷副町長からお願いいたします。

副町長（中谷浩三）　　それでは、私の方から行政側の出席者であります理事者並びに管理職のご紹介をさせていただきます。

まず教育長から紹介をさせていただきます。

松田　定教育長でございます。

教育長（松田　定）　　松田です。どうぞよろしくお願いたします。

副町長（中谷浩三）　　続きまして、理事級の紹介をさせていただきます。

理事兼総務課長事務取扱の脇本和弘でございます。

理事（脇本和弘）　　脇本でございます。どうぞよろしくお願いたします。

副町長（中谷浩三）　　次に、理事兼地域創生推進室長事務取扱の眞木伸浩でございます。

理事（眞木伸浩）　　眞木でございます。どうぞよろしくお願いたします。

副町長（中谷浩三）　　次に、理事兼建設課長事務取扱の西田哲弥でございます。

理事（西田哲弥）　　西田です。よろしくお願いたします。

副町長（中谷浩三）　　次に、理事兼上下水道課長事務取扱の中島一也でございます。

理事（中島一也）　　中島でございます。よろしくお願いたします。

副町長（中谷浩三）　　続きまして、課長級の紹介をさせていただきます。

企画財政課長の花木秀章でございます。

企画財政課長（花木秀章）　　花木でございます。よろしくお願いたします。

副町長（中谷浩三）　　次に、税務課長の乾　浩朗でございます。

税務課長（乾 浩朗） 乾でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

副町長（中谷浩三） 次に、住民福祉課長の中坊玲子でございます。

住民福祉課長（中坊玲子） 中坊でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

副町長（中谷浩三） 次に、高齢福祉課長の寺井佳孝でございます。

高齢福祉課長（寺井佳孝） 寺井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

副町長（中谷浩三） 次に、保健医療課長の中谷 誠でございます。

保健医療課長（中谷 誠） 中谷です。よろしくお願いいたします。

副町長（中谷浩三） 次に、保健センター所長・地域包括支援センター所長兼務の小笠原温美でございます。

保健センター所長（小笠原温美） 小笠原でございます。よろしく申し上げます。

副町長（中谷浩三） 次に、同和・人権政策課長の西島豊広でございます。

同和・人権政策課長（西島豊広） 西島です。よろしく申し上げます。

副町長（中谷浩三） 次に、いづみ人権交流センター所長・いづみ児童館長兼務の木田ゆかりでございます。

いづみ人権交流センター所長（木田ゆかり） 木田でございます。よろしくお願いいたします。

副町長（中谷浩三） 次に、産業環境課長の菱本嘉昭でございます。

産業環境課長（菱本嘉昭） 菱本でございます。よろしく申し上げます。

副町長（中谷浩三） 次に、上下水道課参事の森田 肇でございます。

上下水道課参事（森田 肇） 森田でございます。よろしく申し上げます。

副町長（中谷浩三） 次に、学校教育課長・自然休養村管理センター館長兼務の高江裕之でございます。

学校教育課長（高江裕之） 高江でございます。よろしくお願いいたします。

副町長（中谷浩三） 次に、社会教育課長・山吹ふれあいセンター所長・図書館長兼務の平間克則でございます。

社会教育課長（平間克則） 平間でございます。よろしく申し上げます。

副町長（中谷浩三） 次に、学校給食センター所長の奥山英高でございます。

学校給食センター所長（奥山英高） 奥山でございます。よろしくお願いい

たします。

副町長（中谷浩三） 次に、会計管理者・会計課長兼務の光田恵理でございます。

会計管理者（光田恵理） 光田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

副町長（中谷浩三） 最後に、私、副町長の中谷でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上で紹介を終わらせていただきます。

議会事務局長（野崎裕美） 引き続きまして、議会事務局の職員の紹介をさせていただきます。

議会書記の坂井幸一郎でございます。

議会書記（坂井幸一郎） 坂井です。よろしく申し上げます。

議会事務局長（野崎裕美） 同じく梶田篤志でございます。

議会書記（梶田篤志） 梶田です。よろしく申し上げます。

議会事務局長（野崎裕美） 同じく仁木 崇でございます。

議会書記（仁木 崇） 仁木です。よろしくお願いたします。

議会事務局長（野崎裕美） どうかよろしくお願いたします。以上で紹介を終わらせていただきます。

一般選挙後の最初の議会でありますので、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。年長の木村武壽議員をご紹介いたします。

木村武壽議員、議長席の方へお願いたします。

臨時議長（木村武壽） ただいま紹介されました木村武壽でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日招集されました平成30年5月臨時会において、地方自治法第107条の規定により、私が臨時議長の職務を行うことになりました。議長選挙までの限られた間ではありますが、議員各位のご協力によりまして無事任務を果たしたいと存じます。何とぞ格段のご協力をいただきますようお願いいたします。ご挨拶といたします。

ここで、当選されました議員の紹介を事務局よりお願いたします。

議会事務局長（野崎裕美） 当選議員のご紹介をさせていただきます。

ただいま臨時議長をお願いしております、木村武壽議員でございます。

臨時議長（木村武壽） よろしく申し上げます。

議会事務局長（野崎裕美） 谷田利一議員でございます。

2番（谷田利一） 谷田利一です。よろしく申し上げます。

議会事務局長（野崎裕美） 岡田久雄議員でございます。

4番（岡田久雄） 岡田久雄でございます。よろしく申し上げます。

議会事務局長（野崎裕美） 中坊 陽議員でございます。

8番（中坊 陽） 中坊 陽です。よろしく申し上げます。

議会事務局長（野崎裕美） 谷田みさお議員でございます。

9番（谷田みさお） 谷田みさおです。よろしく申し上げます。

議会事務局長（野崎裕美） 丸山久志議員でございます。

7番（丸山久志） 丸山久志でございます。よろしく申し上げます。

議会事務局長（野崎裕美） 村田忠文議員でございます。

6番（村田忠文） 村田です。どうぞよろしくお願いたします。

議会事務局長（野崎裕美） 古川昭義議員でございます。

5番（古川昭義） 古川昭義です。よろしく申し上げます。

議会事務局長（野崎裕美） 西島寛道議員でございます。

3番（西島寛道） 西島寛道です。どうぞよろしくお願いたします。

議会事務局長（野崎裕美） 脇本尚憲議員でございます。

1番（脇本尚憲） 脇本尚憲です。よろしく申し上げます。

議会事務局長（野崎裕美） 以上で紹介を終わらせていただきます。

臨時議長（木村武壽） どうもありがとうございました。

これから平成30年5月井手町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

臨時議長（木村武壽） ただいまの出席議員数は10人でございます。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に谷田利一議員及び丸山久志議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

臨時議長(木村武壽) 投票用紙の配付漏れはありますか。

(「なし」の声あり)

臨時議長(木村武壽) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

臨時議長(木村武壽) 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

点呼を命じます。

議会事務局長(野崎裕美) それでは、議席番号と氏名を呼び上げます。

1番、脇本尚憲議員。

2番、谷田利一議員。

3番、西島寛道議員。

4番、岡田久雄議員。

5番、古川昭義議員。

6番、村田忠文議員。

7番、丸山久志議員。

8番、中坊陽議員。

9番、谷田みさお議員。

10番、木村武壽議員。

(投票)

臨時議長(木村武壽) 投票漏れはありますか。

(「なし」の声あり)

臨時議長(木村武壽) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

谷田利一議員及び丸山久志議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

臨時議長(木村武壽) 選挙の結果を報告します。

投票総数 10 票、有効投票 10 票、無効投票 0 票です。有効投票のうち、岡田久雄議員 10 票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 2.5 票です。したがって、岡田久雄議員が議長に当選をされました。

議場の出入り口を開きます。

(議場閉鎖解除)

臨時議長（木村武壽） ただいま議長に当選されました岡田久雄議員がおられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をいたします。

ただいま議長に当選されました岡田久雄議員から挨拶の申し出がありますので、これを許可します。

岡田久雄議員。

議長（岡田久雄） 一言、議長就任のご挨拶を申し上げます。

このたび、不肖私、議員の皆様方のご推挙をいただきまして、井手町議会議長の要職に就任することになりました。まことに身に余る光栄であります。

私は、本町議会議員として 12 年、井手町の発展と住民福祉の向上のため努めてまいりました。ここに、皆さまのご推挙を受けました上は、身を挺してそのご厚情に対しお報いする覚悟を新たにしているところであります。

議会運営につきましては、議会運営委員会の意見を尊重しながら、公正無私を旨とし、言論の府として町議会が円満に運営されますよう誠心誠意努力する所存であります。

議員各位におかれましては、今後より一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

次に、理事者の皆様に申し上げます。

我々議会といたしましては、いたずらに摩擦を起こすことは避けなければなりません。だからといって安易な妥協も許されるものではありません。多様化する住民のニーズに応えるよう、行政と議会が一体となって、井手町の発展と住民福祉の向上を目指し、職責を全うする覚悟でありますので、重ねて皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げます。就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

臨時議長（木村武壽） これで臨時議長の職務は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

ここで、日程追加の準備をいたします間、暫時休憩いたします。

岡田久雄議長、議長席にお着き願います。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時20分

議長（岡田久雄） 休憩前に引き続き、再開いたします。

ここで、議事日程の追加についてお諮りいたします。

ただいまお手元に配付いたしました議事日程第1号の追加1を本日の日程に追加したいと思いますのですが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久雄） 異議なしと認めます。したがって、配付のとおり日程を追加して、議事を進めます。

日程第1、議席の指定を行います。議席は、会議規則第4条第1項の規定によって指定します。議員の皆さんの氏名とその議席番号を事務局長に朗読させます。

議会事務局長（野崎裕美） 議席番号を朗読いたします。

- 1番、脇本尚憲議員。
- 2番、谷田利一議員。
- 3番、西島寛道議員。
- 4番、岡田久雄議員。
- 5番、古川昭義議員。
- 6番、村田忠文議員。
- 7番、丸山久志議員。
- 8番、中坊 陽議員。
- 9番、谷田みさお議員。
- 10番、木村武壽議員。

以上であります。

議長（岡田久雄） ただいま朗読しましたとおり、議席を指定します。

次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番、西島寛道議員、8番、中坊 陽議員を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の順序の議席の方をお願いいたします。

次に、日程第3、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岡田久雄) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日と決定しました。

次に、日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

議長(岡田久雄) ただいまの出席議員数は10人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に村田忠文議員及び木村武壽議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

議長(岡田久雄) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岡田久雄) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

議長(岡田久雄) 異状なしと認めます。

念のため、申し上げます。投票は単記無記名です。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

点呼を命じます。

議会事務局長(野崎裕美) それでは、議席番号と氏名を呼び上げます。

1番、脇本尚憲議員。

2番、谷田利一議員。

3番、西島寛道議員。

4番、岡田久雄議員。

5番、古川昭義議員。

6番、村田忠文議員。

7番、丸山久志議員。

8番、中坊 陽議員。

9 番、谷田みさお議員。

10 番、木村武壽議員。

(投票)

議長 (岡田久雄) 投票漏れはありますか。

(「なし」の声あり)

議長 (岡田久雄) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

村田忠文議員及び木村武壽議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

議長 (岡田久雄) 選挙の結果を報告します。

投票総数 10 票、有効投票 10 票、無効投票 0 票です。有効投票のうち、西島寛道議員 9 票、谷田みさお議員 1 票、以上のおりです。

この選挙の法定得票数は 2.5 票です。したがって、西島寛道議員が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場閉鎖解除)

議長 (岡田久雄) ただいま副議長に当選されました西島寛道議員が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をいたします。

ただいま副議長に当選されました西島寛道議員から挨拶の申し出がありますので、これを許可します。

西島寛道議員。

副議長 (西島寛道) ただいま、議員の皆様のご推挙によりまして、井手町議会の副議長に選ばれましたことは大変光栄でありますとともに、責任の重大さを痛感しているところであります。もとより浅学非才の身ではございますが、議長を補佐し、議会の活性化のため、また町政発展のために努めていく覚悟であります。どうか、今後とも皆様方のさらなる支援を賜りまして、しっかりと頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

簡単ではございますが、副議長就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長 (岡田久雄) ここで暫時休憩いたします。休憩中に全員協議会を開催

いたしますので、2階委員会室にご参集願います。なお、再開時間につきましては追って連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前11時08分

議長（岡田久雄） 休憩前に引き続き、再開いたします。

日程第5、常任委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって、谷田利一議員、西島寛道議員、岡田久雄議員、丸山久志議員、谷田みさお議員、以上の5人を総務文教常任委員に、脇本尚憲議員、古川昭義議員、村田忠文議員、中坊 陽議員、木村武壽議員、以上5人を産業厚生常任委員にそれぞれ指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久雄） 異議なしと認めます。したがって、それぞれの常任委員に選任することに決定しました。

この際、暫時休憩します。休憩中に各委員会の正副委員長を互選していただき、議長まで報告願います。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時10分

議長（岡田久雄） 休憩前に引き続き、再開します。

休憩中に各常任委員会の正副委員長の互選があり、総務文教常任委員会の委員長には谷田利一議員、副委員長には西島寛道議員、産業厚生常任委員会委員長には木村武壽議員、副委員長には脇本尚憲議員が就任されましたので、報告いたします。

次に、日程第6、議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、谷田利一議員、西島寛道議員、丸山久志議員、中坊 陽議員、谷田みさお議員、木村武壽議員、以上6を議会運営委員に指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久雄） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員に選任することに決定しました。

この際、暫時休憩します。休憩中に議会運営委員会の正副委員長を互選し

ていただき、議長まで報告願います。

休憩 午前 11 時 11 分

再開 午前 11 時 12 分

議長（岡田久雄） 休憩前に引き続き、再開します。

休憩中に議会運営委員会の正副委員長の互選があり、議会運営委員会の委員長には中坊 陽議員、副委員長には木村武壽議員が就任されましたので、報告いたします。

次に、日程第 7、議会広報編集委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。議会広報編集委員の選任については、議会広報発行に関する条例第 3 条第 2 項の規定により、脇本尚憲議員、谷田利一議員、岡田久雄議員、中坊 陽議員、木村武壽議員、以上 5 人を議会広報編集委員に指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久雄） 異議なしと認めます。したがって、議会広報編集委員に選任することに決定しました。

この際、暫時休憩します。休憩中に議会広報編集委員会の正副委員長を互選していただき、議長まで報告願います。

休憩 午前 11 時 12 分

再開 午前 11 時 13 分

議長（岡田久雄） 休憩前に引き続き、再開します。

休憩中に議会広報編集委員会の正副委員長の互選があり、議会広報編集委員会の委員長には中坊 陽議員、副委員長には脇本尚憲議員が就任されましたので、報告いたします。

次に、日程第 8、発議第 3 号、交通対策特別委員会設置に関する決議を議題とします。

発議第 3 号について、提出議員から提案理由の説明を願います。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 中坊 陽議員。

8 番（中坊 陽） 8 番、中坊 陽です。

発議第 3 号、平成 30 年 5 月 2 日、井手町議会議長岡田久雄様。提出者、井手町議会議員中坊 陽。交通対策特別委員会設置、上記議案を別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

1枚めくっていただいて、交通対策特別委員会設置に関する決議。

次のとおり、交通対策特別委員会を設置するものとする。記といたしまして、1、名称、交通対策特別委員会。2、設置の根拠、地方自治法第109条及び井手町議会委員会条例第5条。3、目的、井手町の交通対策の整備促進のため調査、研究を行う。4、委員の定数、5人。5、期間、調査が終了するまでとする。

以上です。

議長（岡田久雄） お諮りします。中坊 陽議員から提出されました交通対策特別委員会の設置に関する決議のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久雄） 異議なしと認めます。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま設置されました交通対策特別委員会の委員の選任については、井手町議会委員会条例第6条第4項の規定により、西島寛道議員、古川昭義議員、村田忠文議員、丸山久志議員、谷田みさお議員、以上5名を委員に指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久雄） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました5名の議員を交通対策特別委員会の委員に選任することに決定しました。

この際、暫時休憩します。休憩中に本特別委員会の正副委員長を互選していただき、議長まで報告願います。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時17分

議長（岡田久雄） 休憩前に引き続き、再開します。

休憩中に交通対策特別委員会の正副委員長の互選があり、委員長には古川昭義議員、副委員長には西島寛道議員が就任されましたので、報告いたします。

次に、日程第9、発議第4号、議会活性化特別委員会設置に関する決議を議題とします。

発議第4号について、提出議員から提案理由の説明を願います。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 中坊 陽議員。

8番（中坊 陽） 8番、中坊 陽です。

発議第4号、平成30年5月2日、井手町議会議長岡田久雄様。提出者、井手町議会議員中坊 陽。議会活性化特別委員会設置、上記議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

2枚目を見てください。議会活性化特別委員会設置に関する決議。

次のとおり、議会活性化特別委員会を設置するものとする。

記。1、名称、議会活性化特別委員会。2、設置の根拠、地方自治法第109条及び井手町議会委員会条例第5条。3、目的、地方分権の流れを背景に、議会の果たす役割はますます重要になってきている。このため、議会活性化に取り組み、住民に開かれた議会に向けての方策を調査、研究する。4、委員の定数、10人。5、期間、調査が終了するまでとする。

以上です。

議長（岡田久雄） お諮りします。中坊 陽議員から提出されました議会活性化特別委員会設置に関する決議のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久雄） 異議なしと認めます。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま設置されました議会活性化特別委員会の委員の選任については、井手町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議員全員を議会活性化特別委員会の委員に指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久雄） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました議員全員を議会活性化特別委員会の委員に選任することに決定しました。

この際、暫時休憩します。休憩中に本特別委員会の正副委員長を互選していただき、議長まで報告願います。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時20分

議長（岡田久雄） 休憩前に引き続き、再開します。

休憩中に議会活性化特別委員会の正副委員長の互選があり、委員長には西

島寛道議員、副委員長には中坊 陽議員が就任されましたので、報告いたします。

次に、日程第10、城南衛生管理組合議会議員の選挙を行います。

城南衛生管理組合同規約第5条及び第6条の規定により、井手町選出議員は2人となっています。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岡田久雄) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岡田久雄) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

城南衛生管理組合議会議員に丸山久志議員、木村武壽議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました丸山久志議員、木村武壽議員を城南衛生管理組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岡田久雄) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました丸山久志議員、木村武壽議員が城南衛生管理組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました丸山久志議員、木村武壽議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定による告知をします。

次に、日程第11、京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

京都府後期高齢者医療広域連合同規約第8条の規定により、井手町選出議員は1人となっています。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岡田久雄) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推

選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思  
います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岡田久雄) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名すること  
に決定しました。

京都府後期高齢者医療広域連合議会に中坊 陽議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました中坊 陽議員を京都府後期高  
齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岡田久雄) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しまし  
た中坊 陽議員が京都府後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました中坊 陽議員が議場におられますので、本席から  
会議規則第33条第2項の規定による告知をいたします。

次に、日程第12、京都地方税機構議会議員の選挙を行います。

京都地方税機構規約第8条の規定により、井手町選出議員は1人となっ  
ています。

選挙は投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

議長(岡田久雄) ただいまの出席議員数は10人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立  
会人に古川昭義議員及び中坊 陽議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

議長(岡田久雄) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岡田久雄) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱確認)

議長(岡田久雄) 異状なしと認めます。

念のため、申し上げます。投票は単記無記名です。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げます

ので、順番に投票願います。

点呼を命じます。

議会事務局長（野崎裕美） それでは、議席番号と氏名を呼び上げます。

1 番、脇本尚憲議員。

2 番、谷田利一議員。

3 番、西島寛道議員。

4 番、岡田久雄議員。

5 番、古川昭義議員。

6 番、村田忠文議員。

7 番、丸山久志議員。

8 番、中坊 陽議員。

9 番、谷田みさお議員。

10 番、木村武壽議員。

（投票）

議長（岡田久雄） 投票漏れはありますか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

古川昭義議員及び中坊 陽議員、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

議長（岡田久雄） 選挙の結果を報告します。

投票総数 10 票、有効投票 10 票、無効 0 票です。有効投票のうち、脇本尚憲議員 9 票、谷田みさお議員 1 票、以上のおりです。

この選挙の法定得票数は 2.5 票です。したがって、脇本尚憲議員が京都地方税機構議会議員に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

（議場閉鎖解除）

議長（岡田久雄） ただいま京都地方税機構議会議員に当選されました脇本尚憲議員が議場におられますので、本席から会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をいたします。

この際、暫時休憩します。午後 1 時まで休憩します。

休憩 午前 11 時 32 分

再開 午後 0 時 56 分

議長（岡田久雄） 休憩前に引き続き、再開します。

次に、日程第 13、議案第 33 号、井手町監査委員選任につき同意を求める件を議題とします。

地方自治法第 117 条の規定により、村田忠文議員の退場を求めます。

（村田忠文議員退場）

議長（岡田久雄） 提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘）

（議案第 33 号を朗読説明）

議長（岡田久雄） これで提案理由の説明を終わります。

この件につきましては質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、議案第 33 号、井手町監査委員選任につき同意を求める件を採決します。

議案第 33 号は同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（岡田久雄） 挙手全員です。したがって、議案第 33 号、井手町監査委員選任につき同意を求める件は同意することに決定しました。

村田忠文議員の入場を許します。

（村田忠文議員入場）

議長（岡田久雄） 次に、日程第 14、報告第 2 号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 乾税務課長。

税務課長（乾 浩朗）

（報告第 2 号を朗読説明）

議長（岡田久雄） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 9番、谷田みさおです。

ページ数で言うと10ページから11ページにかけてですけども、法人の町民税の申告について、法人が外国に税金を払っている場合、その額を控除するということについては、以前からも規定があったんですけども、今回どういふ点が変わったのかお尋ねします。それと、本町にそのように外国に対して税金を納めておられて、町の法人住民税の税額が控除されてるといふような方があるのかどうかお尋ねします。

それと、続きまして、固定資産税に関してですけども、ページ数で言いますと17ページ以降ずっと、特例措置の適用年度をまた3年延長するというところで説明がありましたけども、もともとどういふ特例が前3年も課されていて、今回、住民の皆さんにはどういふ影響があるのか。評価がえ等で土地の評価とか、井手町の場合、今どういふ状況にあるのか、商業地、住宅地、農地等に分けて、今の町の評価の変化というのがどういふ状況か教えていただきたいと思ひます。

議長(岡田久雄) 答弁願ひます。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 乾税務課長。

税務課長(乾 浩朗) ただいまのご質問にお答えいたします。

今回、条例の47条の規定の改正につきまして、どういふふうに変ったかということなんですけども、今回新たに規定をいたしました第2項の内容につきましては、法改正に伴ひまして、外国子会社合算税制いわゆるタックスヘイブン対策税制が適用される場合におきましては、租税負担の不当な軽減を図る事例に対応するため、国内にある親会社への所得の合算をされた外国子会社の支払った所得税、法人税及び法人住民税のうち合算された所得に対応する金額、いわゆる課税対象金額につきましては、親会社は外国子会社の課税対象金額に対応する部分について控除できるという制度になっておりますので、親会社は、外国子会社に係る控除分を法人税及び地方法人税から控除し切れなかった場合においては、その金額を法人住民税の法人税割から控除するといふ新たな税額控除制度が創設されたことに伴う申告の規定の改正ということになります。

次に、第3項の内容につきましては、法改正に伴いまして、会社等において親子関係を逆転させることによりましてタックスヘイブン対策税制の適用を逃れるという租税回避行為を防止するために設けられた税制、いわゆるコーポレートインバージョン対策合算税制により、国内にある会社、内国法人の株主への所得の合算をされた外国にある会社の支払った所得税、法人税、法人住民税のうち合算された所得に対応する金額、いわゆる課税対象金額につきまして、国内にある会社は外国にある会社の課税対象金額に対応する部分について控除ができるという制度になっておりますので、国内にある会社は、海外にある会社に係る控除分を法人税及び地方法人税から控除し切れなかった場合においては、その金額を法人住民税、法人税割から控除するという新たな税額控除の制度が創設されたということに伴う規定の改正ということになるんですけども、以前というのは、こういう税制回避といいますか、そういうものの対応する前につきましては、国内の法人に対しては外国税控除という形で控除されていた部分ということのみだったんですけども、今回は、そういった税制対策という部分に対応するような形で規定が改められたということに伴う改正ということであります。

外国税控除の対象となっている法人があるのかということなんですけども、今のところそれは把握できてないので、何社あるかというのは現在把握していない部分なんですけども、今、手持ち資料がございませんので。

あとそれと、固定資産税における3年の適用の延長ということについてのご質問ですけども、固定資産税の土地の部分について、課税の公平性の観点ということから、地域や土地によって価格のばらつきといいますか、そういう部分に対応するために、負担調整措置というものを講じております。これは、そういった課税をする際に、税負担というのを均衡化させるために、宅地について、負担水準が高い土地は税負担の引き下げとか据え置きというのを行いまして、負担水準の低い土地というのは、なだらかに税負担を上昇させるという制度になっております。

平成30年度評価がえということにおきましては、全国的に見れば、大都市を中心に地価が上昇するという状況、傾向にある中、地方は地価が下落するという傾向にありまして、負担水準にばらつきが生じるという見込みもあるということから、負担水準の均衡化、適正化を引き続き図るということで、これまでの負担調整措置というのが3年間延長されるということで国の法律

の方で改正、そういう形になりましたので、それに基づいて今回、改正するという形で規定を改めたところであります。

評価の状況ということですが、平成30年度の評価の状況におきましては、井手町内においてはまだ下落傾向が続いておりまして、全体平均では約2%程度下落というような状況になっておりますので、本町におきましては、まだ下落が続いているということで、下落修正をして課税標準額に反映させているという状況であります。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 下落調整をするということは、負担調整という観点からいうと、下落するところについては緩やかに上げていくということになるかと思うんですけど、本町でことし固定資産税を課される方が、土地は下がってるのに、負担調整によって税額だけ上がるという方が出るんでしょうか。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 乾税務課長。

税務課長(乾 浩朗) 一般的には宅地、住宅用地とかでありますと、ほぼほぼそういうことはなく、いわゆる本則課税といいますか、評価額の7割が課税標準というところで、負担水準がほぼほぼ100に近い状態になっているところがほとんどというか、なっておりますので……。

失礼いたしました。土地が下落しておりますので、課税標準額は当然下がってきますので、それに基づいて税額、課税標準額が下がりますので税額が下がるということの状況になっております。

以上です。

議長(岡田久雄) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岡田久雄) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岡田久雄) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、報告第2号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第2号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(岡田久雄) 挙手全員です。したがって、報告第2号は承認することに決定しました。

次に、日程第15、報告第3号、専決処分の報告についてを議題とします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 乾税務課長。

税務課長(乾 浩朗)

(報告第3号を朗読説明)

議長(岡田久雄) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岡田久雄) 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岡田久雄) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、報告第3号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第3号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(岡田久雄) 挙手全員です。したがって、報告第3号は承認することに決定しました。

次に、日程第16、報告第4号、専決処分の報告についてを議題とします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 中谷保健医療課長。

保健医療課長(中谷 誠)

(報告第4号を朗読説明)

議長(岡田久雄) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) ページ数で2ページの第2条の関係で、基礎課税分の限度額が54万円から58万円に4万円上がるということですがけれども、現行で54万円、限度額いっぱい払っておられる世帯で、改定したら、その世帯がそのままということやと思うんですけども、影響を受ける世帯が何世帯あるのか。

それから二つ目に、2ページから3ページにかけて、軽減の減額の計算で、27万円だったものを27万5,000円に変えるというのは5割軽減を受ける世帯かと思えますけれども、これ、5,000円上がるということで影響を受ける世帯数が何世帯、何人あるのか。

もう一つは3ページの3項の方です。これは2割軽減を受けはる世帯のことだと思いますけれども、これが49万円掛ける人数だったものが50万円掛ける人数に控除額がふえるわけですけど、その影響を受ける人は何人、何世帯なのか、これで影響額は全部で幾らになるのか。

それと、もう1点は、同じく3ページで、特例対象被保険者の申告の件ですけれども、特例対象被保険者とはどういう方ですか、何人おられますか、お尋ねします。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 中谷保健医療課長。

保健医療課長(中谷 誠) ただいまの谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

まず、限度額54万円から58万円に改正するわけなんですけども、30年度の当初予算ベースで言いますと14世帯が限度額になる世帯でございまして、改定前で言いますと16世帯ございまして、2世帯が影響を受けるということでございます。

それから、5割軽減の軽減世帯数と被保険者数になるんですけども、5割軽減で30年度の当初予算ベースで言いますと172世帯、被保数で342名、影響を受ける世帯につきましては、3世帯が影響を受けまして、人数につきましては6名でございます。

それから、2割軽減の影響、まず世帯なんですけども、2割軽減で言いま

すと141世帯、それから被保数で言いますと292名、影響を受ける世帯につきましては3世帯、被保数で言いますと5名でございます。それから、今回の軽減の影響を受ける額全体につきましては23万2,000円でございます。

それから、特例対象被保険者とはどういうことかということでございますが、一般的に被自発的失業者といたしまして、会社の倒産や解雇などによりまして離職した者ということでございます。その方につきましては、失業してからその翌年度末までの間、前年の給与所得を100分の30として保険税を算定するというところでございます。なお、対象者につきましては、平成29年度で言いますと11名でございます。

以上でございます。

議長（岡田久雄） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 反対の立場で討論します。

ただいま議題となっております国民健康保険税の改定に当たって、基礎分の限度額が4万円引き上げられるということでございますが、該当する世帯については、数は14世帯程度ということでありましてけれども、この課税の対象となっているのは、全く所得のない子ども等であっても、人数がふえれば課税されるというようなことで、必ずしも高所得の人ばかりが限度額に達するということにはなっていません。井手町でも、特に所得のない子ども等については、均等割課税についての減額等を検討するべきだと思っています。軽減対象が拡大されるということで、一部減税になる部分もあるわけですが、その対象も非常にわずかな人数ということで、この場合は引き上げの影響の方が大きいというふうに判断いたしますので、反対いたします。

議長（岡田久雄） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） これで討論を終わります。

これから、報告第4号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第4号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(岡田久雄) 挙手多数です。したがって、報告第4号は承認することに決定しました。

次に、日程第17、報告第5号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 中坊住民福祉課長。

住民福祉課長(中坊玲子)

(報告第5号を朗読説明)

議長(岡田久雄) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 教育認定子どもの中で、C2階層に当たる子どもについては保育料が軽減されるということですが、保育認定の子どもは大体、町立の保育所の人数で数がわかるんですけども、教育認定されてる子どもというのは井手町でどのくらいいるのか。

そして、その中で、今回C2の階層で影響を受ける子どもが何人いるのか。これが国の法律によって変わるわけですが、町としては、その減る分というか、その補填というのはどういうふうになるのか、国から財源措置されるのかどうか。

それと、今、第1子の保育料と言われたんですけども、第2子以降はどうなるのか、2番目の子どもは1万4,100円のままなのか、お尋ねいたします。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 中坊住民福祉課長。

住民福祉課長(中坊玲子) ただいまの谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

現在、井手町におきまして、教育認定の子どもにつきましては該当がござ

いません。ですので、件数としてはゼロです。

国の法律改正によって減る分、こちらについては交付税措置があると聞いております。今回につきましては、対象の子どもさんがいらっしゃいませんので、こちらについては対象にならないということです。

あと、第2子以降につきましては、平成28年、29年度に、同じように幼児教育の段階的無償化ということで、既に第2子につきましては第1子の半額にというふうなことで改正をしておりますので、第2子以降は半額、第3子は無償ということになっております。

以上です。

議長（岡田久雄） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、報告第5号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第5号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（岡田久雄） 挙手全員です。したがって、報告第5号は承認することに決定しました。

次に、日程第18、報告第6号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章）

（報告第6号を朗読説明）

議長（岡田久雄） これで提案理由の説明を終わります。

この際、暫時休憩いたします。2時15分まで休憩します。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時15分

議長（岡田久雄） 休憩前に引き続き、再開します。

先ほど報告第6号の提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 15ページ、デイサービスセンターの改修費用ですけれども、大幅に減額になっていますが、最初の当初予算額はどれだけだったんでしょうか。3,100万円も工事の請負費だけで減額というのは、当初の見積もりが余りにも大ざっぱに予算確保ということでとっておられたのか、それか、途中で必要のない工事等が出てきて減額になったというのか、どういことでしょうか。

それから、同じく16ページ、一般廃棄物収集運搬委託ですが、これも契約額は幾らだったんでしょうか。

それと、17ページ、木造住宅の耐震改修、簡易改修、シェルター設置等の助成金ですけれども、結局、実績は29年度、何件あったのか、これ、全部減額なのかどうかお尋ねします。

それと、17ページのJR玉水駅周辺整備、これはもともとの額がかなり大きな、3億以上の額ですので、2,300万ぐらい工事の精査によって減額されてくるのかもわかりませんが、大きな減額ですので、理由の説明をお願いします。

同じく19ページ、給食センター施設整備ですけれども、アレルギー対応で施設設備をやりましょうというのも2,000万余りの当初の額やったんじゃないかと思うんですが、そこから700万も減額できるというのはどういことなのか。予算ですから、最初に確保しなあかんで余裕を持つというのはわかるんですけども、余りにも予算額と差が大き過ぎるんじゃないかと思しますので、ご説明をお願いします。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長(寺井佳孝) 谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目のデイサービスセンター改修の工事請負費の3,100万円の減額につきましては、空調工事の内容としましては、従来設置しているものを同等品という形でかえてきたところでありまして、また、予算額につきまし

ては5,500万円となっております。決算見込み額につきましては、工事請負費が2,376万円となっております。不用額が3,100万円程度出てくるであろうと考えておりますので、その分を補正するものであります。また、今回の入札につきまして、最低制限価格は設けず、高どまりを防止するため、少しでも低価格で入札を実施するため、設けずに実施してきたところであります。ただし、低入札価格調査を設け、一定の割合で入札したものについては、施工に問題がないか価格調査をするものであります。該当事業者はいなかったため、当初予定した額を下回る額となっております。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 菱本産業環境課長。

産業環境課長(菱本嘉昭) ただいまのご質問にお答えいたします。

一般廃棄物収集運搬委託の契約額につきましては、2本の委託事業に分かれておりまして、まず1本目が1,505万9,520円、2本目が1,842万3,720円、合わせまして3,348万3,240円となっております。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 西田建設課長。

理事(西田哲弥) 谷田みさお議員のご質問に回答いたします。

まず、木造耐震改修助成及び簡易耐震改修及び耐震シェルターの設置でございますけれども、申し込みがありませんでしたので、全てゼロでございます。以上が実績でございます。それに伴いまして、570万を減額しております。

それと、JR玉水駅周辺の整備でございます。それにつきましては、JRとの委託契約に基づき精算した結果、このような2,300万の減額になったものでございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 奥山学校給食センター所長。

学校給食センター所長(奥山英高) ただいまの谷田みさお議員の給食センターの施設整備につきましてのご質問でございますけれども、まず、行った工事といいますのが、食物アレルギーのない児童生徒とは別コースで調理す

るため、周りを壁で仕切り、天井をとりつけ、独立した専用調理室を設置するという工事をごさいますして、当初、天井の設置に際しまして、鉄骨を組みまして天井をつるというふうな形も想定した工法になっておりましたけども、構造計算の後、既存の壁の設置、そちらの柱の方で耐えられるというふうなことになりましたので、そちらの工法の変更に伴うものでございます。また、備品購入費につきましても、落札減によるものでございまして、こちらの方の差が出てきておるところでございます。

以上でございます。

議長（岡田久雄） ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） J Rの方の契約の精算というのは中身がなかなかわかりにくいので、そう言われたらそうなのかとしか言いようがないんですけども、工法変更とかで減額するというのは、説明はわかるんですけど、デイサービスセンターのは、当初見込んだ額の半額以下でできましたというのは、そら、安いのはいいですよ、安ければありがたいですよ。だけど、低価格入札の調査制度等もあるのに、なぜこれはその調査に、低価格の制限価格を設けなかったということですけども、余りにも半額というのは低過ぎるんじゃないですか。やっぱり本当に機能等が問題ないのかとか調査してもらいたいんじゃないかと思うんですが、どういうときには低価格の制限価格を設けないというような原則があるんでしょうか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺井佳孝） ただいまのご質問にお答えします。

低入札価格調査につきましては、一定の率が決まっていますが、確認させていただきます。

議長（岡田久雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、報告第6号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第6号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（岡田久雄） 挙手全員です。したがって、報告第6号は承認することに決定しました。

先ほどの報告第2号で答弁漏れがありましたので、発言を許します。

乾税務課長。

税務課長（乾 浩朗） 貴重なお時間をいただきまして、申しわけございません。

先ほど、報告第2号、専決処分の報告についてにおきまして、谷田みさお議員からのご質問の中で答弁できておりませんでした、法人町民税の外国税額控除の対象となった法人につきましては、平成29年度につきましてはございませんでした。

以上です。

議長（岡田久雄） 次に、日程第19、報告第7号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷 誠）

（報告第7号を朗読説明）

議長（岡田久雄） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 法定外の繰り入れをせざるを得ないということで、やむを得ないことで、入れてもらわないと、また繰り上げしていかなあかんこととなりますので、その点は結構かと思うんですけど、新年度の30年度の予算では、もともと赤字が見込まれるわけです。赤字が見込まれるというか、京都府が示した標準税率どおりに井手町は税率改定しませんでしたから、そ

の分は一般会計から繰り入れということで始まっていますので、そのことと関連しないのか、当初の見込みよりも今回、給付費が上がったわけでしょう、足りなくなったということですからね。そうすると、新年度予算で見込んである額も、新年度予算で見込んだ以上の繰り入れをしないとやっていけないんじゃないかということになりはしないかと、その点はいかがでしょう。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 中谷副町長。

副町長(中谷浩三) 今、29年度の専決処分でございますので、600万円当該年度赤字が見込まれるということで繰り入れをするということでありまして。30年度のお尋ねにつきましては、先日の3月議会の予算委員会等でご論議いただきまして、こちら側は30年度の京都府の試算をもとにして当初予算を計上しております。まだ30年度は始まったばかりでございますので、それ以降、どういう見込みなのかは今のところ持ち合わせておりません。

以上です。

議長(岡田久雄) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岡田久雄) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岡田久雄) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、報告第7号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第7号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(岡田久雄) 挙手全員です。したがって、報告第7号は承認することに決定しました。

次に、日程第20、報告第8号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 森田上下水道課参事。

上下水道課参事(森田 肇)

(報告第8号を朗読説明)

議長（岡田久雄）　　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄）　　中坊　陽議員。

8番（中坊　陽）　　7ページの一番下の特別支援学校の関連整備事業540万減、これの原因をお聞きします。

それと、これ、農業用水路に仮設パイプが今設置されてるんですけど、地元の方は知らなかったというふうに聞いてますけど、これはどのような経過で計画されて仮設パイプを設置されたんでしょうか、お聞きします。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄）　　森田上下水道課参事。

上下水道課参事（森田　肇）　　ただいまの中坊議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の支援学校の関係の減額の理由でございますけれども、二つございまして、委託料と工事請負費の減額が内訳でございます。精算額の確定による減額でして、委託料については支援学校の測量設計の業務委託、それから、支援学校の面整備工事の減額であります。

議長（岡田久雄）　　暫時休憩します。

休憩　午後　2時42分

再開　午後　2時43分

議長（岡田久雄）　　休憩前に引き続き、再開します。

森田上下水道課参事。

上下水道課参事（森田　肇）　　失礼しました。

まず1点目の減額の内容ですけれども、委託料につきましては、予算現額1,073万円でありましたけれども、精算額が約800万円でありますので、今回270万円をまず減額いたしました。それから、工事請負費の方は、予算の方が1,750万円でありましたので、精算額が1,480万円につきまして、今回270万円を減額したところであります。

（「議長、暫時休憩してください」の声あり）

議長（岡田久雄）　　暫時休憩します。

休憩　午後　2時45分

再開 午後 2時46分

議長（岡田久雄） 休憩前に引き続き、再開します。

答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 森田上下水道課参事。

上下水道課参事（森田 肇） 貴重なお時間、申しわけございませんでした。

まず、先ほどの中坊議員の質問ですけれども、1点目の府立支援学校の入札の内容でございますけれども、まず工事の方が、予定価格が1,469万2,000円、落札が1,386万1,800円、それから1回の変更契約を経まして1,470万5,280円で、その差額分を今回減額したところでございます。続きまして、設計の委託の方ですけれども、予定価格が1,463万4,000円で、落札が753万8,400円、1回の変更契約を経まして797万6,880円となりまして、その差額を減額したところでございます。

それと、2点目の農業用水路の現地の対応のご質問ですけれども、当初、仮設管を水路に施工するときには、支障のない箇所、それと、必要に応じて現場を見ながら施工するという事で業者指導をしております。ただ、今回、地元の方から、土がたまったり支障が出るということでお話を受けておりますので、請負業者の方に指示しまして、仮設管、泥がたまるところについてはよけさせるなり、適切に対応するように指示を行っているところでございます。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 中坊 陽議員。

8番（中坊 陽） 数字が先ほどと全然違うねんけど、それはいいとして、今の対応について、まず、地元説明なしに設置されたんですよ。今対応しているというのも、私がきのう地元の人から聞いて、どうかしてくれというふうに頼んだんやけど、きょうじゅうにはしてくれはるねんね、それ、対応をちゃんと。というのは、4日に現実に、そこを掃除するから困っているということで聞いているので、きょうじゅうにはちゃんと対応してくれはるんですね。お願いします。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 森田上下水道課参事。

上下水道課参事（森田 肇） 指示の方は既にしておりまして、期限等確認  
しまして、また対応させてもらいたいと考えております。

以上です。

議長（岡田久雄） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、報告第8号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第8号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（岡田久雄） 挙手全員です。したがって、報告第8号は承認すること  
に決定しました。

次に、日程第21、報告第9号、専決処分の報告についてを議題とします。

本件につきましては、地方自治法第180条第2項に基づく報告事項です  
から、報告を受けるにとどめたいと思います。

提出者から報告を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 西田建設課長。

理事（西田哲弥）

（報告第9号を朗読説明）

議長（岡田久雄） 以上で、報告第9号、専決処分の報告についてを終わ  
ります。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 2時55分

議長（岡田久雄） それでは、休憩前に引き続き、再開します。

先ほどの答弁漏れにつきまして。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 中谷副町長。

副町長（中谷浩三） まず、井手町低入札価格調査制度がございます。その価格の予定価格の60%以下であれば調査対象、今回のケースにつきましてはそれ以上であったということで、調査対象でないということで担当課長は答弁したところでございます。

以上であります。

議長（岡田久雄） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時56分

再開 午後 2時56分

議長（岡田久雄） 休憩前に引き続き、再開します。

お諮りします。ただいま、各委員会の委員長から閉会中の継続調査の申し出がありましたので、日程第22として追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久雄） 異議なしと認めます。したがって、日程第22として議題とすることに決定いたしました。

日程第22、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久雄） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、今臨時会の会議に付議された事件は全部議了いたしました。

これをもちまして本日の会議を閉じ、平成30年5月井手町議会臨時会を閉会します。

本日はご苦労さまでした。

閉会 午後 2時57分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

臨時議長 木 村 武 壽

議 長 岡 田 久 雄

署名議員 西 島 寛 道

署名議員 中 坊 陽